

基本仕様書(企画提案時)

※ 業務委託契約締結時の最終的な仕様書は、本提案競技における最優秀提案者と提案内容をもとに協議を行い決定する。

1 委託件名

令和7年度 農村地域みんなで支える農業プロジェクト業務委託

2 目的

食べ物がおいしく自然が近い福岡市の魅力を支える重要な役割を果たしている農村地域では、農業の担い手の減少や高齢化により、農家や地域共同で行われる農作業の人手不足などが課題となっている。

本業務では、そのような課題を抱える地域や農家と市民をつなぐツアーを実施し、農作業の手伝いなどに幅広く市民が参加する機会をつくることにより、農村地域における人手不足の解消や市民の農業の理解促進を図るとともに、交流人口増加による地域活性化につなげることを目的とする。

3 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市農林水産局総務農林部政策企画課 他

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月 31 日まで

5 業務内容

(1)農村地域の課題・ニーズの把握

- ・農村地域の人手不足などの課題やニーズを把握するため、地域や農家、関係団体等へのヒアリングを実施すること。
- ・本事業を広く市内の農家に周知するとともに、市民参加を受け入れる農家や地域を掘り起こすこと。また、次年度以降も実施することを想定した農作業スケジュール等の把握を行うこと。
- ・地域や農家、関係団体等へのヒアリングは市と連携して実施すること。

(2) 市民と農村地域をつなぐツアーの企画・実施

- ・市内において市民参加を受け入れる地域や農家を 3 件以上選定し、事業目的を踏まえたツアーを各 1 回以上実施すること。
- ・なお、ツアーについては、下記①～③を基本的な業務として実施するとともに、地域や農家、参加する市民の満足度を高めるよう創意工夫に努めること。

① ツアーの企画立案

- ・(1)の業務を通じてツアーを実施する地域や農家を募集・選定し、市民の受入れに向けた必要な調整を行うこと。また、調整にあたっては、次年度以降も継続して実施することを想定し、地域や農家との良好な関係の構築に努めること。
- ・市民が参加する農作業は、基本的に無償(ボランティア)によるものとする。
- ・農作業だけでなく、観光や地域での消費等、地域活性化につながる企画を付加すること。
- ・市民参加に必要な移動手段や駐車場等を確保するとともに、農作業及び農業に関する作業や地域活性化につながる企画等に必要なツールや消耗品等の手配を行うこと。
- ・ツアーを実施する現地や行程を下見の上、安全確保に必要な対応を行うとともに、参加者を対象とした適切な保険に加入すること。
- ・ツアーの実施にあたっては、関係法令規則を遵守し、必要な手続きを実施すること。

② ツアーの運営

- ・参加者の募集、取りまとめ、運営スタッフの手配、進行管理、ツアー当日の運営等、一切の業務を行うこと。
- ・参加者情報については、市と適宜情報共有を行うこと。

③ アンケートの実施

- ・参加市民や受け入れ農家・地域等へのアンケートやヒアリングを実施し、取りまとめを行うこと。また、アンケートは、本事業の効果を検証し、次年度以降の取組みに活かせる内容とすること。

(3) 事業広報等

- ・事業の周知及びツアー参加者の募集・申込みに対応した専用の Web サイト(ポータルサイト)を構築すること。
- ・市民のツアー参加を促進し、農村地域をみんなで支えていく機運醸成に繋がるような効果的な広報を実施すること。

(4) 報告書作成

- ・業務完了後、速やかに報告書を印刷物(3部)及び電子データ(1部)で提出すること。なお、同報告書には、業務を実施したことが証明できる書類や写真等を使用するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とすること。
- ・報告書において、効果検証を踏まえた改善策や効果的な手法等について提案すること。

6 実施体制・スケジュール

- (1) 受託者は本業務を円滑に実施するため、すべての業務を統括する責任者(業務遂行責任者)を選任し、市に届け出ること。また、各業務内容を確実に遂行するために適切な要員を配置すること。
- (2) 契約締結後、速やかに事業スケジュールを市に提出すること。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、進捗状況につ

いては随時市に報告すること。

7 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権は市に帰属するものとし、市及び各主要事業における二次利用を可能とする。
- (2) 市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (3) (2)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (4) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (5) 受注者は、納品する制作物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、制作物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (6) 市は、制作物の内容(デザイン、設計等を含む。)を自由に変更することができるものとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、福岡市農林水産局総務農林部政策企画課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (3) コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」(2009年10月発行)に従うこと。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2)個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3)特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。

なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。

なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。